

生 衛 第 4 9 7 号

平成 1 6 年 9 月 2 8 日

各 保 健 所 長 殿

保 健 福 祉 部 長

( 公 印 省 略 )

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則の施行について

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、公衆浴場法施行細則（昭和 3 2 年岡山県規則 6 5 号。以下「細則」という。）を別添のとおり一部改正したので、運用についてよろしくお願いします。

記

1. 改正の概要

細則第 4 条第 1 号に定める公衆浴場の営業許可申請書（様式第 1 号）を改めた。

2. 施行期日

平成 1 6 年 1 0 月 1 日

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山県岡山市内山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

規 則 目 次

○公衆浴場業法施行細則の一部改正……一

○旅館業法施行細則の一部改正……四

## 規 則

### ●岡山県規則第八十一号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月二十八日

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和三十二年岡山県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。  
様式第一号を次のように改める。

岡山県知事 石井正弘

様式第1号(第4条関係)

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
フリガナ	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	印
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	( ) -

公衆浴場の営業許可を受けたいので、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1	名 称	2	所 在 地	電話( ) -								
3	衛生管理責任者の役職及び氏名	4	衛生管理責任者連絡先	電話( ) -								
5	公衆浴場の種類 イ 一般公衆浴場 ロ その他の公衆浴場 ( )	6	営業開始予定年月日	年 月 日								
7	一般公衆浴場を設置する場合は、直近の一般公衆浴場との直線距離	イ 300m未満(一般公衆浴場名: ) 距離: m) ロ 300m以上										
8	工事着手予定年月日	年 月 日	9	工事完成予定年月日								
10	利用見込者数	人/日	11	営 業 時 間								
12	入 浴 料 金	大人 円 中人 円 小人 円	13	原 水 の 種 類								
14	打たせ湯の有無	イ 有(使用水: ) ロ 無	16	貯湯槽の有無								
15	薬湯の有無	イ 有 使用薬剤の名称: 使用薬剤の成分: ロ 無										
構 造 設	脱 衣 室	床面積	男	m <sup>2</sup>	床面の照度	男	ルクス	換気設備	男	イ 自然換気 ロ 機械換気 ( )		
			女	m <sup>2</sup>		女	ルクス		女	イ 自然換気 ロ 機械換気 ( )		
		衣類等 の保管 設備	男	ロッカー(脱衣箱)	人分	床面の材料	男	外部からの通しの状況	男	イ 可能	ロ 不可能	
				脱衣かご	人分				女	イ 可能	ロ 不可能	
			女	ロッカー(脱衣箱)	人分		女		便 所	男	小便器	
				脱衣かご	人分					女	兼用	
	洗 浴	洗い場の床面積	男	m <sup>2</sup>	床面の照度	男	ルクス	換気設備		男	イ 自然換気 ロ 機械換気 ( )	
			女	m <sup>2</sup>		女	ルクス			女	イ 自然換気 ロ 機械換気 ( )	
		洗い場 の給湯 給湯栓等	男	給湯栓の数	カ所	洗い場の床面の材料	男	外部からの通しの状況(外に設置された風呂を含む)	男	イ 可能	ロ 不可能	
				シャワーの数	カ所				女	イ 可能	ロ 不可能	
			女	給湯栓の数	カ所		女					
				シャワーの数	カ所							



附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

●岡山県規則第八十二号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年九月二十八日

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年岡山県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

岡山県知事 石 井 正 弘

様式第1号 (第6条関係)

旅館業営業許可申請書

岡山県知事 殿

年 月 日

申請者

住所(法人にあつては、事務所所在地)	
氏名及び生年月日(法人にあつては、名称及び代表者氏名)	印 年 月 日生

旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称		
	所 在 地		
営 業 の 種 別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿		
旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に該当することの有無	該 当	1 特定の季節に限り営業する施設 ( ) 2 その他 ( )	非該当
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	該 当	1 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者 3 法人であつて、その業務を行う役員のうち1又は2に該当する者があるもの	非該当
営業施設の周囲おおむね100mの区域内における旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の有無	有	施設の名称 距離	無
申請施設の区分	1 新築      2 既設 (イ 名義変更    ロ 用途変更)      3 その他		

岡山県収入証紙ちよう付欄

営業施設の構造設備の概要

1 建物の構造及び建築面積

造 階建 ( 棟 ) 建築面積 m<sup>2</sup>

2 客室数及び定員

階	客室		和室・洋室					客室数	定員
	m <sup>2</sup>	名	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
計									

3 附属設備

階	設備	洗面所		客室内浴室数	便所			1 下水道 2 浄化槽 3 くみ取り 4 その他 ( )
		洗面所数	蛇口数		大便器	小便器	兼用	
計								

4 共同浴室

							衛生管理責任者氏名	
原水	種類	温泉水・地下水・水道水・貯水槽水道 (貯水容量 m <sup>3</sup> )・その他						
貯湯槽	無・有	有の場合	設定温度 ℃ (加熱方法: )					
浴槽	連日使用型循環浴槽		カ所	換水頻度	( )日に1回換水			
	毎日完全換水型循環浴槽		カ所					
	非循環毎日完全換水型浴槽		カ所					
	掛け流し浴槽		カ所					
	屋外浴槽		カ所	方式				
	ろ過装置	ろ材の種類			ろ過能力	m <sup>3</sup> /h	台数	台
	ヘアキャッチャー				基			
消毒方法			薬剤名			消毒装置設置数	台	
気泡発生装置・ジェット噴射装置				基	空気取入口の状況			
打たせ湯	カ所	使用水	温泉水・地下水・水道水・貯水槽水道・その他					
シャワー	個	使用水	温泉水・地下水・水道水・貯水槽水道・その他					

添付書類

- 1 営業施設の構造設備を明らかにする図面
- 2 営業施設を中心とする周囲おおむね100m以内の見取図
- 3 建築基準法 (昭和25年法律第201号) に基づく検査済証 (建築の確認を要する場合に限る。)
- 4 法人の場合は、登記簿の謄本及び定款又は寄附行為の写し

様式第5号(その1)及び様式第5号(その2)を次のように定める。

ホテル 旅館 番号又は屋号 営業者氏名				
------------------------------	--	--	--	--

宿泊年月 日時刻	出発年月 日時刻	住 所	職 業	氏 名	年 齢	摘 要

備考 1 団体の宿泊にあつては、その引率者の住所、職業、氏名、年齢及び団体の男女人員を記載すること。

2 摘要欄は、参考事項について記載すること。また、外国人にあつては、国籍及び旅券番号を記載すること。

様式第5号(その2) (第8条関係)

簡易宿所宿泊者名簿 商号又は屋号 営業者氏名				
------------------------------	--	--	--	--

宿泊年月 日時刻	出発年月 日時刻	住 所	職 業	氏 名	年 齢	摘 要

備考 摘要欄は、参考事項について記載すること。また、外国人にあつては、国籍及び旅券番号を記載すること。

様式第5号(その2)中「年齢」や「年齢」は、「備考：転宿したときは、摘要欄に( )年 月 日(転宿)と記載すること。」を「備考 1 転宿したときは、摘要欄に( )年 月 日(転宿)と記載すること。」

2 摘要欄は、参考事項について記載すること。また、外国人にあつては、国籍及び旅券番号を記載すること。

- 規 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、その間の所定の用紙として使用するものと定める。





